

# 西尾市行政改革 推進計画

平成 1 1 年 5 月策定

## 1 趣旨

2 1 世紀を間近にして、わが国の社会経済状況は大きな転換期にある。

少子・高齢化、高度情報化、国際化などの進展、市民の価値観の多様化などにより西尾市が取り組むべき課題は山積しており、また、地方分権の進展に伴い、地方自治体が担うべき事務事業もさらに増大することが予定されている。反面、経済の低迷は続き、景気の回復も不透明な中、本市の財政状況は極めて厳しい状況にある。

本市の行財政システムは、こうした状況に適切に対応できるものとするため、より簡素で効率的なものに改革していかなければならない。

この計画は、西尾市行政改革大綱（平成 7 年 3 月策定）に基づき、平成 7 年度の実行計画（以下「第 1 次実行計画」という。）の実施状況を踏まえ、さらに行政改革を推進するため策定する。

## 2 策定方針

この計画は、平成 1 1 年度以降に重点的に実行すべき項目、実行にあたっての指針を定める。

なお、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革の推進のための指針（平成 9 年 1 1 月 1 4 日付自治事務次官通知）」に沿うよう、実行項目ごとの「目標年度」を定めるとともに、可能な限り「数値目標」を定めることとする。

## 3 計画内容

- (1) 平成 1 1 年度以降重点的に実行すべき事項は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 第 1 次実行計画の実行項目でさらに推進すべき事項は、別表 2 のとおりとする。

## 4 計画の推進

- (1) 平成 1 1 年度以降重点的に実行すべき項目ごとに検討委員会を設置する。  
各検討委員会は、随時、検討結果を本部員会議に報告することとし、平成 1 2 年度中に全ての検討結果をまとめる。
- (2) 具体的な実施方法（以下「第 2 次実行計画」という。）は、検討委員会の報告に基づき、本部員会議で決定する。
- (3) 本部員会議で決定した事項は、関係部課に通知するとともに、行政評価委員会に報告する。
- (4) この計画及び本部員会議で決定した事項は、原則として公表するものとする。

